

## 障がい児者の生活基盤の整備充実を求める意見書

2014年1月、政府は国連・障害者権利条約の締結国に加わった。条約には、第19条(a)で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とし、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食料、衣類及び居住を含む)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとなっている。

しかし、障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障がい児者は年々増加し、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設、人材確保など社会資源の絶対的不足が慢性化している。その結果、多くの障がい児者が家族の介護に依存した生活を長期間余儀なくされ、社会からの孤立、精神的・経済的な家族依存、老障介護等がおきている。

とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の社会福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイ(いわゆるロングステイ)での生活を余儀なくされている実態などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、下記の事項を強く要望する。

### 記

- 1 障がい児者が『暮らしの場』を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充すること。
- 2 福祉人材の処遇を改善し、確保すること。
- 3 入所施設を備えた地域生活拠点为国の責任で整備すること。
- 4 前3項を実現するために、障がい者関係予算を増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体に財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年3月21日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
千葉県知事	森田	健作	様

千葉県流山市議会